

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 不動園 のぞみこども園	施設 種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 8 年 2 月 2 0 日

総 評	<p>のぞみこども園は平成23年4月に開園してから14年目をむかえ、保育理念「感動そして共感と信頼」が定着し、園児に寄り添いながら、子どもが主体的に活動できるよう保育がなされています。また、園バスを利用し、園外へ積極的に出かけ、自然豊かな環境での保育を実践しています。併設されている「子ども発達サポートセンター」との連携で、障害児への理解、アプローチが柔軟になされ、多様性に配慮された環境が整っています。</p> <p>また、質の高い保育を提供するために、職員一人一人の目標面談や、自己評価を実施し、キャリアアップ研修、法人によるスキルアップ研修を受講しています。一方で、地域特有の水害対策がねられており、施設内での垂直避難を基盤としながら、地域の方々の避難場所としての役割も担えるよう取り組んでいます。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月実施している職員会議とは別に保育内容について「全体会議」を年に数回実施しています。テーマは保育者より提案がありますが、会議の運営には施設長がグループ討議の構成等を編成し、議論しやすい環境を整え、課題把握と改善が進むよう、指導力を発揮しています。 ● 社会福祉法人不動園において、重要な規程、要綱、マニュアルなどが網羅され、適宜、見直しもされており、それを踏まえて園独自のマニュアルも作成されるなど、保育実践に役立てています。保育実践の振り返りについては、年度末に各自で自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の質の向上や改善を行っており、職員間で共有し、園全体の自己評価につなげています。またホームページで公開もしています。 ● 1～2歳児の保育については、3歳児の保育室に遊びに行ったり、5歳児と一緒に散歩に出かけたり、様々な年齢の子どもとの関わりが持てるような工夫や、周辺の豊かな自然環境の中で遊び、自然への興味関心が深まるよう工夫しています。3歳児以上の保育については、ランチルームやホール、相談室など、一人一人の子どもがくつろいだり落ち着いたりできるスペースがあります。また、園のバスを利用し、積極的に園外に出かけて自然豊かな環境の中で、いも掘り、虫さがしなど、自主的、自発的に好きな季節の遊びを見つけて楽しんでいます。

特に改善が望まれる点(※)	<ul style="list-style-type: none">● 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、地域の福祉ニーズの把握などに努めています。今後は、民生委員・児童委員等と定期的な情報交換などを行い、具体的な福祉ニーズの把握に努めると、なお良いでしょう。● 子どものプライバシー保護や、子どもの虐待防止等の権利擁護については、「保育業務マニュアル」や、「虐待初期対応ブック」に基づき、園内研修を行い、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育に取り組んでいます。今後は不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明確化されると、なお良いでしょう。● 長時間保育については、教育・保育要領が示す、長時間保育における保育内容や方法、職員の協力体制等について、現在実践している内容を指導計画に位慣づけされると、なお良いでしょう。
---------------	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人 不動園 のぞみこども園
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和8年2月20日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	b
[自由記述欄]					
1: 毎年入園式、進級式に保護者へむけて法人の理念、基本方針を重要事項説明会において施設長が説明しています。今後は、わかりやすい資料の作成をするなどの工夫をすることで、より保護者の理解が深まるでしょう。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	b
[自由記述欄]					
2: 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握については、宇治市のホームページなどから人口動態等を調査し地域の状況把握に努め、定期的な振り返り、法人のヒアリング等において、計画や予算の執行状況や利用者数、利用率の確認を行うなど取り組んでいます。					
3: 経営課題の明確化については、法人会議の内容を職員会議にて報告し改善事項を共有しています。今後は、課題解決のための議論が職員間で進められるなど、具体的な取組につながるようお願いいたします。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	b
[自由記述欄]					
4: 中・長期計画の策定には、施設長・教頭・主任・副主任が業務、財務は然り、今後大事にしたいビジョンを協議し、法人との協議のうえ策定されています。令和7年度が節目の時期であったため、「どんな子どもも自信を持つ場をつくること」を目標としています。					
5: 単年度の事業計画は中・長期計画に基づき策定されています。定数以上の職員を確保し、園児受け入れ定員を上回ることを中・長期計画に掲げており、今年度も達成されています。					
6: 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、職員と共に保育内容の評価・検討を行っています。今後は、会議録として資料を画面で残し、職員への周知と理解を促すための取組を行うようお願いいたします。					
7: 事業計画は、園だより、行事案内等に記載し、保育内容等について保護者の理解を得る努力をしています。今後は、施設・整備等にかかる内容を説明する資料があるようお願いいたします。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b
[自由記述欄]					
8: 保育の質の向上に向け、自己評価の実施とともに保育内容について職員、管理職がともに年度末に総括を行い、職員会議にてクラスごとに評価を報告し合うなど、取り組んでいます。					
9: 評価結果をホームページに掲載し、会議等で保育内容についての評価結果を分析、結果を職員間で共有しています。今後は、計画的に改善への取組を行い、必要に応じて改善計画の見直しを行うようお願いいたします。					

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	b

[自由記述欄]

10：施設長は自らの役割と責任を果たすために職務分掌等を職員会議で知らせています。今後は、職員会議に出席しない職員への周知方法を工夫されるとなおいでしょう。

11：遵守すべき法令等を正しく理解するために、施設長は法人内研修、外部研修をうけて遵守すべき法令について理解するよう努めています。今後は、職員に対し法令を遵守するための取組をすとなおいでしょう。

12：毎月実施している職員会議とは別に保育内容について「全体会議」を年に数回実施しています。テーマは保育者より提案がありますが、会議の運営には施設長がグループ討議の構成等を編成し、議論しやすい環境を整え、課題把握と改善が進むよう、指導力を発揮しています。

13：施設長は、経営の改善や業務の効率化のための課題の改善にむけて取り組んでいます。今後は、連絡事項を効率化する体制を構築することが望まれます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	a

[自由記述欄]

14：人材確保については、就職フェア参加や各関連校へ募集要項の案内など、法人の人事制度に基づき取り組んでいます。また人材育成については人員配置の計画に基づいて実施するよう努めています。

15：総合的な人事管理については、法人の理念・基本方針に基づき「期待する職員像等」を明確にし、キャリアパスに基づいて人事考課を実施し、個人面談の際、目標と課題を示し共有しています。

16：育児休暇後の働き方についての面談を年に4回ほど行い、配置や時短の取り方について記録を残し、人材や配置についての計画に反映するよう取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	b
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	b

[自由記述欄]

17：法人で定めているスキルアップ支援制度があり、一人一人の評価や課題から目標が明確になるよう取り組み、それに基づいて面談を行うなど、職員一人一人の育成に向けた取組を行っています。

18：法人のスキルアップ支援制度をもとに研修計画をたて、必要とする研修の受講を決定し、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行うよう努めています。

19：非常勤職員は、防犯、救命研修に参加するよう受講の機会を設けています。今後は、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに職員自身の意思をもって参加できるよう取り組まれるとなおいでしょう。

20：実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、受け入れマニュアルを備え、専門職種の特性に配慮してプログラム体制を整備しています。今後は、実習生の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、指導者に対する研修の実施に取り組まれるとおいでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	a

[自由記述欄]

21：運営の透明性を確保するための情報公開については、法人及び当園のホームページ、「入園のしおり」により当園の事業・財務等及び地域の福祉向上のための取組実施状況、第三者評価の受診状況などに関する情報が公開されています。今後は、地域に向けて当園の活動状況等を説明した広報誌などを配布すると、なお良いでしょう。

22：公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、当園の事務、経理、取引等に関するルールが「運営規程」及び「経理規程」で職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知されています。また、外部の専門家による点検・助言を受け、経営改善に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	a
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	a
		26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	b

[自由記述欄]

23：子どもと地域との交流を広げる取組については、全体的な計画の中で地域連携、未就園家庭への支援などが謳われ、「こども誰でも通園制度」など具体的な取組が行われています。社会資源や地域の情報を収集し、保護者に玄関の掲示板や毎月の「園だより」で発信しています。職員が地域における社会資源を活用できる体制を整え、近隣の高齢者施設との交流や地域のお祭りに参加するなど、子どもが地域活動に参加できるように努めています。

24：ボランティア等の受入れについては、「ボランティアの受入要綱」を踏まえて、職員に対して必要な研修、支援を行っています。ボランティアに対しては、マニュアルを踏まえて、見守りつつ、適宜、アドバイス、サポートを行っています。毎年、職場体験等の高校生を受け入れています。

25：保育所として必要な社会資源の明確化及び関係機関等との連携については、定期的に宇治市役所担当課等や地域の自治会と連絡を持ち、地域情報の共有を図り、地域における共通の問題・解決に対して協働で取り組んでいます。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、児童相談所等の関係機関ネットワークで問題解決に向けて連携を図り、取り組んでいます。

26：保育所が有する機能の地域への還元については、未就園児の親子に対し園庭開放、「こども誰でも通園制度」などが実施され、災害時における二次避難所として地域における重要な役割を果たしています。今後は、地域の子育て家庭の生活に役立つ講演会などを開催する取組を行うと、なお良いでしょう。

27：地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、地域の福祉ニーズの把握などに努めています。今後は、民生委員・児童委員等と定期的な情報交換などを行い、具体的な福祉ニーズの把握に努めると、なお良いでしょう。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

【自由記述欄】

28：子どもを尊重した保育については、法人及び当園のホームページ、「入園のしおり」及び「重要事項説明書」で施設の目的、運営方針、理念、保育・教育の内容などを謳っており、園内研修や職員会議などで職員の共通認識を深め、子どもを尊重した保育を実践しています。今後は、保護者に対して、方針等の理解を深める取組を行えば、なお良いでしょう。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、当園の「保育業務マニュアル」や「入園のしおり」で謳われ、子どもの虐待防止等の権利擁護については、法人制定の「児童虐待について」が整備され、「虐待初期対応ブック」に基づき、園内研修を行い、排泄の環境等、設備面においても子どものプライバシーを守る工夫を行うなど日々、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育に取り組んでいます。今後は、不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明確化されると、なお良いでしょう。

30：利用希望者には、ホームページ、園の写真入りの「入園のしおり」で詳細に分かりやすく園の情報を提供し、園内見学や質疑応答などに随時、丁寧な対応に努めています。宇治市の子育て支援センターには、当園の「入園のしおり」などを掲示しています。

31：保育の開始・変更に当たっては、「重要事項説明書」、「入園のしおり」に記載し、個別面談で説明し、年度途中に変更があった場合でも、毎月発行の「園だより」や「変更された内容に係る資料」を作成し、保護者等に説明し、同意を得ています。今後は、特に配慮が必要な保護者への説明については、適正な運用を図るため手順等のルール化を図れば、なお良いでしょう。

32：保育所等の変更に当たっては、保育の継続性を損なわないように引継ぎ文書「要録」を以て、引継ぎ・申し送りに適切に取り組んでいます。保育の継続性を担保するため、保育所利用終了後も保護者等が相談できるよう窓口・担当者を定め、対応しています。今後は、その仕組みなどを取りまとめた文書を保護者等に提供すると、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	a

【自由記述欄】

33：苦情解決の仕組みについては、法人のホームページ、「重要事項説明書」に相談窓口、対応に係る方法・体制などを記載・周知し、保護者等が苦情・相談等を行いやすいよう、複数の方法などを分かりやすく説明した仕組図を玄関に掲示し、併せて「意見箱」を設置するなど、環境を整えています。苦情・相談等があれば、報告し、職員会議において検討を行い、情報共有を図っています。対応については、受付から解決までの内容を「苦情の記録」に記録・管理し、迅速な回答に努めるなど、適切な苦情解決に取り組んでいます。「園だより」で苦情・相談等への回答や各行事に係るアンケート結果を掲載するなど保護者等への情報提供を行っています。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備及び保護者等への周知については、保護者の満足に関するアンケートを主だった行事後に実施し、アンケート結果は「園だより」で伝えています。併せて日々の「連絡票」や個人面談などを通して保護者の意向や満足度に係る把握に努めています。

35：保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速な対応については、法人のホームページ、「重要事項説明書」に相談窓口、対応に係る方法・体制などを記載・周知し、説明した仕組図を玄関に掲示し、併せて「意見箱」を設置し、環境を整えると共に行事後のアンケートを実施するなど保護者意見の把握に努めています。把握した相談や意見については、保護者等の相談・意見等を踏まえ、保育の質の向上に繋がるよう努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	b
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	b
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

【自由記述欄】

36：安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制については、「安全・事故対応マニュアル」が整備され、それを踏まえて、園内で発生する事故等のリスク要因を洗い出すとともに点検を行っています。職員に対して、ヒヤリ・ハット事例を踏まえて、事故報告書を作成するとともに事故再発防止・改善策のための園内研修を行っています。ヒヤリハットが発生した場合は、再発防止のため、全職員で協議し、発生要因を分析し、改善策を検討・周知するなどの対応を行っています。今後は、施設長を筆頭としたリスクマネジメントに関する機関を設置すれば、なお良いでしょう。

37：感染症対策については、「マニュアル 感染症対策について」に基づき、適切な感染症予防・対策に努めています。保護者等へは適宜、感染症予防策及び感染症対策に係る情報提供を園内掲示「園だより」で周知を図っています。今後は、責任と役割を明確化した管理体制を整備すると、なお良いでしょう。

38：災害時における子どもの安全確保のための取組については、ハザードマップ上で、宇治川断層地域にあり、地震発生時の対策及び宇治川氾濫推定浸水 5～10mの地域内の保育所であるため、「安全・事故対応マニュアル」が策定されています。防災・避難訓練計画に基づき、毎月1回、避難訓練や消防訓練を実施しています。

39：不審者対応については、「不審者対応マニュアル」を策定し、出入口の監視カメラの整備を行い、職員に対して警察と共に年1回不審者対応訓練を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	b
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	a

【自由記述欄】

40, 41：保育の標準的な実施方法については、保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化し、保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準、内容を常に実現するための「業務マニュアル集」が文書化（見直し）され、職員間の共有に努め、定期的に検証・見直しが行われています。また、保育実践が画一的なものとならないように、子どもに関わる職員の様々な視点を持って、個別指導計画を作成し、実践されています。

42：アセスメントの手法に基づき、「児童票」等を通じて、アセスメントが実施され、個別の指導計画が策定されており、定期的に振り返り、見直しを行っています。今後は、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて個別指導計画の策定に当たれば、なお良いでしょう。

43：指導計画等の評価・見直しについては、担任が指導計画を作成し、施設長・主任が助言・指導を行い、その後、施設長・主任が点検し評価を行っています。年間指導計画等を評価・見直し、変更した場合は、全職員にクラス会議等で周知を図り、次の計画に反映しています。今後は、それらの手順や組織的に取り組む仕組みを定めると、なお良いでしょう。

44：子どもの発達状況や生活状況等の日々の記録は、「個別指導計画書」「保育日誌」「健康記録」「連絡票」で記録・把握しています。子どもの登園状況や様子については、登降園管理システム「ルクミー」を活用し、必要な情報の把握に努め、日々の保育実践に役立てています。必要な情報を全職員が共有するため、非常勤職員も参加する「クラス会議」及び月1回「全体職員会議」が開催されています。

45：子どもに関する記録の管理体制の確立については、法人制定の「個人情報等管理規程」「個人情報とSNSについて」に基づき、個人情報の取扱を行っています。保護者等へは、入園説明時及び個人面談において「重要事項説明書」で説明し、理解されるよう努め、「個人情報使用同意書」を交わしています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画は、発達過程に合わせて示されていて、毎年年度末に見直し、より良い計画になるよう取り組み、ホームページで公開しています。

47：生活にふさわしい場については、各部屋に空気清浄機があり、毎朝専任の職員により、ホールやトイレなど共有スペースを清掃し、常に清潔な環境を保つように努めています。保育室内は区切って、睡眠、食事、遊びの場を作る工夫があり、3～5歳児はランチルームで、一緒に毎日食事を楽しんでいます。

48：子どもを受容し、状態に応じた保育については、教育・保育方針の「豊かな人間性が身につくように、一人一人を受けとめ、育む教育・保育を目指す」と示されているように、職員は子どもを温かく受容し、一人一人の子どもに応じた対応に努めています。

49：基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備については、発達過程の把握に努め、無理なく対応や援助ができるよう取り組むとともに、手洗い方法や食器の並べ方などのイラストを掲示し、子どもが自ら意欲的に取り組めるような工夫がありました。

50：主体的な生活と遊びの保障については、どの保育室にも遊びのコーナーを作り、子どもの手の届く所に、発達に応じた玩具や廃材を利用した保育者手作りの玩具があり、子どもが興味を持ってじっくり遊べる工夫があります。また、世代間交流で3～5歳児は年3回、地域の高齢者と一緒に遊んだり、チューリップの球根植えをしたり、給食と一緒に食べる機会が設けられています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	a

[自由記述欄]

51：0歳児の保育については、ゆるやかな育児担当制を取り入れて特定の保育者との継続的な関わりが保てるように配慮しています。また、子ども一人一人の成長に合わせた、きめ細やかな対応ができるように努めています。

52：1～2歳児の保育については、3歳児の保育室に遊びに行ったり、5歳児と一緒に散歩に出かけたり、様々な年齢の子どもとの関わりが持てるような工夫や、周辺の豊かな自然環境の中で遊び、自然への興味関心が深まるよう工夫しています。

53：3歳児以上の保育については、ランチルームやホール、相談室など、一人一人の子どもがくつろいだり落ち着いたりできるスペースがあります。また、園のバスを利用し、積極的に園外に出かけて自然豊かな環境の中で、いも掘り、虫さがしなど、自主的、自発的に好きな季節の遊びを見つけて楽しんでいます。

54：障害のある子どもの保育については、個別指導計画を作成し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、保育に取り組んでいます。また入園説明会や行事の話の中で、障害のある子どもの保育について理解を深めるよう施設長が保護者に説明をしています。

55：長時間保育については、教育・保育要領が示す、長時間保育における保育内容や方法、職員の協力体制等について、現在実践している内容を指導計画に位づけられると、なお良いでしょう。

56：小学校との連携については、宇治市の「架け橋ブロック」で小学校と年3回の交流会、年20回の研修会に参加し、連携を図っています。保護者には、クラス懇談会・個人懇談の中で、小学校就学に向けた話をしています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	b
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、業務マニュアルの健康管理に基づき、子ども一人一人の心身の健康状態の把握と管理に努めています。SIDSの予防については、子どもの午睡中の様子を0歳児はルクミー（午睡チェック用センサー）を使用し、確認して記録も残しています。また1～3歳児まで目視で確認し、記録を残しています。

58：内科健診、歯科健診は全員に年2回実施し「けんこうのきろく」に結果を記入し、保護者に伝えるとともに、職員にも周知しています。また、結果を食事や歯みがきなど日々の生活の中で、配慮しています。今後は、保健計画などに記載されるとさらに良いでしょう。

59：アレルギー疾患のある子どもに対する食事は、医師の指示書に基づき対応し、トレーを使用して名前をつけて誤食のないよう配慮し、誤食時のマニュアルも整備しています。今後は、誤食時の訓練を定期的実施し、保護者に伝えたり、アレルギー疾患について正しく理解してもらえるような取組を実施されると、さらに安心されるでしょう。

60：食事を楽しむ工夫については、園庭のプランタで大根などの野菜を育てることで生長の過程を知り、育てた野菜を献立に利用したり、クッキングをしたり、食への関心を高める取組を行っています。保護者には毎日の展示食や年1回の試食会を実施し、レシピも配布しています。

61：献立の作成、調理の工夫については七夕ちらし・水無月・田作り・雑煮など、旬の野菜を使い、行事食を取り入れて、季節感のある献立を工夫しています。また、5歳児は茶臼を使って葉茶を挽き、抹茶を作り点てたお茶を味わう経験をしていて、地域の食文化に関心をもつことのできる取組があります。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	b
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び 虐待の予防に努めている。	b	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、0～2歳児は連絡帳で毎日保護者と情報交流を行っています。また、0～5歳児は「ドキュメンテーション」をクラスごとに毎日作成し、子どもの写真や活動内容などを掲示して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援しています。保護者との情報交換は職員全員で共有し、必要な配慮や対応に努めています。

63：保護者に対する子育て支援については、個人懇談を年1回（3～5歳児）、クラス懇談会を年2回（0～5歳児）実施し、保護者から相談を受けた時は随時応じる体制があり、個人懇談の記録を残しています。クラス懇談会の内容は職員室へ報告されていますが、今後は、記録に残されるとなお良いでしょう。

64：虐待等権利侵害の予防・防止については、業務マニュアルの虐待等の項目に基づき、虐待の早期発見や予防に日々努めています。また児童相談所等の関係機関との連携体制も整えています。業務マニュアルは各自で所有していて、見直したり会議で読み合わせをしたりしています。

65：保育実践の振り返りについては、年度末に各自で自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の質の向上や改善を行っていて、職員間で共有し、園全体の自己評価につなげています。またホームページで公開もしています。